

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年五月二十九日法律第二十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。